

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 4 月 15 日（火）第2999号の 4



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○森林病虫害等防除法の規定に基づく駆除命令（2件）	（森づくり推進課取扱い）	1
○救急病院等の認定	（地域医療整備課取扱い）	3
○生活保護法等に基づく医療機関等の指定（2件）	（社会福祉課取扱い）	4
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	（介護福祉課取扱い）	4
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定	（介護福祉課取扱い）	5
○介護保険法に基づく介護老人保健施設の開設の許可	（介護福祉課取扱い）	5
○鹿児島県伝統的工芸品の指定の解除	（かごしまPR課取扱い）	5
○基本測量の終了	（監理課取扱い）	5
○証紙販売人の指定	（会計課取扱い）	6
○歳入の徴収事務の委託	（管財課取扱い）	6

公 安 委 員 会 告 示

○遊技機の型式の検定の告示	（生活環境課取扱い）	6
---------------	------------	---

告 示

鹿児島県告示第453号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

平成26年 4 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 区域及び期間

(1) 区域

鹿児島市，阿久根市，指宿市，日置市，志布志市，南九州市，大崎町，東串良町及び南種子町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成26年 5 月 13 日から同年 6 月 27 日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け，又は受けるおそれがある樹木を所有し，又は管理する者は，当該樹木に航空機からの薬剤散布による防除を実施すること。

4 命令しようとする理由

1の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて，3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し，同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者は、平成26年7月11日(金)までに、森林病虫害等駆除実施届出書(別記様式)を、知事に提出しなければならない。
- (3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林(伐採跡地を含む。)の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数		樹木又は伐採木等の材積		
		ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間 年 月 日から 年 月 日まで	実施に要した費用				
		種別	数量	単価	金額	
		人夫	人	円	円	
		薬剤	リットル	円	円	
		その他			円	
		計			円	

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

鹿児島県告示第454号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

平成26年4月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 区域及び期間

(1) 区域

指宿市、西之表市、薩摩川内市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、大崎町、東串良町及び屋久島町の区域内に存する松林のうち次の区域(「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成26年 5 月 13 日から同年 6 月 27 日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤散布による防除を実施すること。

4 命令しようとする理由

1 の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3 に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

(1) 3 に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 3 に掲げる措置を行った者は、平成26年 7 月 23 日 (水) までに、森林病虫害等駆除実施届出書 (別記様式) を、知事に提出しなければならない。

(3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が 3 に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3 に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が 1 の(2)の期間内に 3 に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が 3 に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

(6) 1 の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から 2 週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第 1 条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林 (伐採跡地を含む。) の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数		樹木又は伐採木等の材積		
		ヘクタール	本又は株		立方メートル	
実施地区又は場所	実施期間 年 月 日から 年 月 日まで	実施に要した費用				
		種別	数量	単価	金額	
		人 夫	人	円	円	
		薬 剤	リットル	円	円	
		その他			円	
		計			円	

注 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成26年 4 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 診療所の名称及び所在地

診療所の名称	所在地
松岡救急クリニック	南九州市川辺町永田4164番地 8

2 認定の有効期限

平成29年 3 月 31 日

鹿児島県告示第456号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成26年 4 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
朝戸慎治	あさと健康院 大島郡和泊町大城99-1	平成26年 1 月 7 日
朝戸貴子	あさと健康院 大島郡和泊町大城99-1	平成26年 1 月 7 日
加治佐強	別府はり灸接骨院 いちき串木野市別府3383-1	平成26年 2 月 14 日

鹿児島県告示第457号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成26年 4 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
加治佐強	別府はり灸接骨院 いちき串木野市別府3383-1	平成26年 2 月 14 日
西啓介	整骨院無双（伊集院） 日置市伊集院町下谷口1806番 1-2	平成26年 2 月 1 日
西啓介	げんき整骨院 始良市加治木町木田57-1 コミュニティタウン加治木	平成26年 2 月 1 日

鹿児島県告示第458号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成26年 4 月 15 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ユニット型特別養護老人ホーム輪光無量寿園	曾於市末吉町岩崎971番地1	社会福祉法人輪光福祉会	曾於市末吉町岩崎971番地1	山内 大宣	平成26年4月1日	短期入所生活介護

鹿児島県告示第459号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設として指定した。

平成26年4月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

施設		指定介護老人福祉施設の開設者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
特別養護老人ホーム恵光園ユニット	垂水市本城221番地	社会福祉法人長和会	垂水市本城221番地	重吉 孝二	平成26年4月1日	介護福祉施設サービス
ユニット型特別養護老人ホーム輪光無量寿園	曾於市末吉町岩崎971番地1	社会福祉法人輪光福祉会	曾於市末吉町岩崎971番地1	山内 大宣	平成26年4月1日	介護福祉施設サービス

鹿児島県告示第460号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可した。

平成26年4月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

施設		介護老人保健施設の開設者			許可年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ナーシングホームひだまり（ユニット型）	鹿屋市下祓川町1853番地	医療法人青仁会	鹿屋市下祓川町1830番地	池田 徹	平成26年4月1日	介護保健施設サービス
曾於医師会立介護老人保健施設ありあけ苑（ユニット）	志布志市有明町野井倉8288番地1	公益社団法人曾於医師会	曾於市大隅町月野894番地	松下 兼裕	平成26年4月1日	介護保健施設サービス

鹿児島県告示第461号

鹿児島県伝統的工芸品指定要綱（昭和63年鹿児島県告示第436号）第7条第1項の規定により、次のとおり鹿児島県伝統的工芸品の指定を解除した。

平成26年4月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定を解除した工芸品の名称	組 合 等		指定解除年月日
	名称	所在地	
奄美の芭蕉布	自然工房奄美	奄美市笠利町大字中金久50番地1号	平成26年3月19日

鹿児島県告示第462号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成25年6月11日鹿児島県告示第692号で告示した基本測量の実施は、平成26年3月31日終了した旨の通知があった。

平成26年4月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第463号

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第5条の規定により、収入証紙販売人を次のとおり指定した。

平成26年4月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	住 所	販売所の所在地	指定年月日
森商店 代表者 森啓樹	奄美市名瀬矢之脇町3 番7号	奄美市名瀬幸町25番8 号 奄美市役所内	平成26年4月14日

鹿児島県告示第464号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成26年4月15日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 歳入の種類
鹿児島県財産に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第12号）別表に定める使用料
- 委託の相手方
鹿児島市新屋敷町26番地8
株式会社ガードシステム鹿児島
- 委託期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第40号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成26年4月15日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRAピカイチ@インターナショナル49VV	豊丸産業株式会社	4P0124
ぱちんこ遊技機	CRAまわるんパチンコ釣りバカ日誌A	株式会社三洋物産	4P0191
回胴式遊技機	パチスロ マクロスフロンティア2G	株式会社三共	4S0166